

其の他

五〇六・〇〇

計

一、六〇〇・〇〇

其の他

一七〇・〇〇

計

一、六〇〇・〇〇

一七四

沿革の概要

昭和十四年五月有志の寄附並に縣の補助を受け本施設を開設現在に及ぶ。

(四九) 黒井町託児所

所在地 水上郡黒井町新町二、三七四番地

設立(創立) 昭和十五年四月一日

(社会事業法による届出) 昭和十五年十一月二十一日

組織 黒井町經營

代表者 黒井町長

職員 所長一、保母二、小使一

事業の概況

町内在住の幼児を晝間保育す。保育料は徴收せず。

建物(二棟) 二二二坪

保育收容定員 四〇名

現在々籍者 三六名

一ヶ月平均保育實人員 三五名

沿革の概要

町内有志の發起に依り昨年四月之が設立を見たるが本年度より町營となし現在に及ぶ。

(五〇) 今田村立慈惠常設託児所

所在地 多紀郡今田村今田一番地

設立 昭和十三年四月一日

(社会事業法による届出) 昭和十四年十一月十三日

組織 今田村經營

代表者 今田村長

職員 園長一、保母一

事業の概況

村内在住の幼児を晝間保育す。

土地 六〇五坪

建物(二棟)

建坪 一五坪

保育定員 三八名

一ヶ月平均保育實人員 四二名

年延人員 五〇二名

経費(昭和十四年度決算)

収入

委託料収入

一〇七・〇〇

補助々成金

一六一・〇〇

寄附金

四三・〇〇

繰越金

二八・〇〇

其他

三三八・〇〇

計

六七七・〇〇

支出

事業費

六六・五〇

俸給

三〇〇・〇〇

其他

三〇九・八五

計

六七六・三五

次年度へ繰越

〇・六五

沿革の概要

大正十年以來農繁期託児所を開設したるが、昭和十三年度より之を常設となし現在に至る。

(五一) 鹽田村託児園

所在地 津名郡鹽田村普門寺内

設立(創立) 大正十五年四月十二日

一七五

(社會事業法による届出) 昭和十四年十一月十三日

組織 個人組織
代表者 園主 佐藤 教順
職員 園主一、保母一、助手一

事業の概況
村内在住の幼児を晝間保育す。保育料月額六拾錢
土地 一五・一坪 建物 (一棟) 建坪 一五坪
保育定員 四〇名 月平均保育實人員 三〇名 年延人員 三三〇名
經費 (昭和十四年度決算)

會費 收入	一八〇・〇〇	事務 支出	八〇・〇〇
補助々成金	二〇〇・〇〇	俸給	二八〇・〇〇
計	三八〇・〇〇	其他	二〇・〇〇
		計	三八〇・〇〇

沿革の概要

大正十五年四月中村ヒサ之を創立當初中村託児園と稱したるが昭和十一年三月より現園主之をを繼ぎ鹽田村託児園と改稱現在に及ぶ。

(五二) 生穂町立常設託児所

所在地 津名郡生穂町中ノ内一三八六ノ一
設立(創立) 昭和五年六月十五日
(社會事業法による届出) 昭和十三年十一月十八日

組織 生穂町經營
代表者 生穂町長
職員 所長一、保母二

事業の概況

四才より學齡期迄の幼児を晝間保育す。保育料月額五拾錢
土地 一〇〇坪 建物 (一棟) 建坪 四五坪
保育定員 七〇名 現在々籍者 四五名 一ヶ月平均保育實人員 四九名 年延人員 一〇、七六九名
經費 (昭和十四年度決算)

事業 收入	二五五・〇〇	事務 支出	四二・〇〇
補助々成金	一八〇・〇〇	業務 費	二七〇・〇〇
寄附金	二七五・〇〇	俸給	三九五・〇〇
其他	六九	其他	七二・〇〇
計	七七九・〇〇	計	七七九・〇〇

沿革の概要

昭和五年六月町内有志託児所を設置し之を生穂保育園と稱す。昭和十年三月園舎新築、翌年七月之を町營と爲し、生穂町立常設託児所と改稱す。

第三節 母子保護法に依る保護

母子保護法は昭和十二年三月三十一日法律第十九號に以て制定せられ同年十二月三日勅令第七百六號を以て翌十三年一月より其の實施を見たり。其の後本法の恩典に浴する者漸次増加し昭和十四年度に於ける保護費總額一九七、四一六圓内譯市一三八、六九七圓町村五八、四七九圓縣二四〇圓を算するに至れり。

昭和十四年度の保護状況左の如し。
昭和十四年度母子保護法異動状況報告

扶助ノ種類	扶助ノ場所		前期ヨリノ越人員	扶助開始人員	扶助停止廢止人員	死亡人員	現在人員
	入院	居住					
生活扶助	二	一、七三三	二	三三三	二九	〇	一、四六三
養育扶助	一、六八五	(三三)	(七九)	(七九)	(三五〇)	一	(一、八〇九)
醫療	九	(八)	〇	(〇)	五	〇	(八)
生業扶助	一	一	一	一	一	一	一
計	三、一三三	(一三)	三	(一〇)	(四六)	一	(三、三六八)
合計	六	(一三)	六	(一〇)	(七六)	一	(一、二七九)

(括弧内ハ件数)

(一) 財団法人神戸婦人同情會

所在地 (事務所) 神戸市灘區青谷町二丁目四番地
(事業所) 神戸市灘區青谷町二丁目四番地(本館)

神戸市灘區篠原中町四丁目 (分館)

設立(創立) 大正五年三月六日

(法人許可) 大正九年一月二十日

(社會事業法による届出) 昭和十三年十一月十八日

組織 財団法人

代表者 會長 城ノブ

職員 會長一、寮母一、母子療長一、寄宿寮長一、事務係二、育兒係一、保姆九、園醫二、看護婦一

事業の概況

薄俸なる婦女子救済を目的とし、基督教主義に依りて之を教化す、尙收容者に授産を奨励し、又母子療を開設して少額給料職業婦人を家庭的に寄宿せしめ其の他託兒部を設け保育事業をなす。

母子寮部屋代一ヶ月四圓乃至四圓五十錢、保育料月額貳圓。但し生計状態に應じ減免の制度あり。

土地 一、二二九坪 建物 (六棟) 延 五、一七四坪

救済部 (收容者定員五九名)

一ヶ月平均救済人員 七四名 年延人員 二五、六三三名

母子寮 (收容定員一〇世帯)

一ヶ月平均入寮者實人員 二五名 年延人員 八、〇九五名

保育部 (收容定員二〇〇名)

一ヶ月平均保育實人員 一三三名 年延人員 三八、三六五名

經費 (昭和十四年度決算)

收入

事業收入 九、二六三・〇〇

財産收入 一、〇五五・〇〇

支出

事業費 一、一三三・〇〇

業務費 一〇、二八一・〇〇

會費收入	五、〇五七・〇〇	俸給	七、二二七・〇〇
補助々成金	四、一二九・〇〇	其他	九、五〇六・
寄附金	六、二二〇・〇〇	計	二八、一四七・〇〇
繰越金	一、二九六・〇〇	次年度へ繰越	一、五六五・〇〇
其他	二、七〇二・〇〇		
計	二九、七二二・〇〇		

沿革の概要

大正五年三月現會長城ノブ婦人の生命と貞操保護の目的を以て憫める婦人の收容所を神戸市下山手通四丁目に開設す。大正九年一月財団法人設立許可せらる。大正十四年七月事業擴張の爲現在地に新築移轉と共に母子寮並に附屬託児部を併設す。昭和四年十二月特別御下賜金を拜受し、同年九月灘區篠原中町に分館を新設、之を保育部、寄宿舎に充つ。昭和十五年八月本館隣接地に收容定員一八世帯の新母子寮を増設現在に及ぶ。

(二) 社団法人救護會神戸母子寮

所在地 神戸市湊區湊川町十丁目一二番地

設立(創立) 昭和十年四月十日

(法人許可) 明治四十年十二月二十七日

(社会事業法による届出) 昭和十三年十一月十八日

組織 社団法人

代表者 理事長 中田 駿 郎

職員 主任一、保母一、雜役一

事業の概況

母子收容保護施設にして收容者に對し職業の斡施、生活費補助、旅費補助其他一般身上相談に應ずるものにして、主として方面委員の委託に依る。又保育部を設置す。母子室料一ヶ月八拾五錢の規定なるも應召軍人遺家族並に勤勞收入低額者には全免の設あり。

土地 一三、五坪 建物 (一棟) 延 一一七・四坪
 母子保護收容定員 五二名 一ヶ月平均保護實人員 四四名 年延人員 一四、三五八名
 託児收容定員 二〇名 一ヶ月平均保育實人員 一名 年延人員 三、二二八名

事業収入	二五四・〇〇	事務費	三一四・〇〇
補助々成金	五五〇・〇〇	業務費	九三二・〇〇
寄附金	八五〇・〇〇	俸給	三九四・〇〇
其他	一、七四〇・〇〇	財産費	九八九・〇〇
計	二、六二九・〇〇	計	二、六二九・〇〇

沿革の概況

社団法人救護會は明治四十年十二月の設立に係り本部を静岡市西門町四番地に置き全國樞要地に乳幼児保育貧兒教育、隣保事業、宿泊、母子、妊産婦保護等の各種事業をなすものなるが本縣に於ては昭和十年四月現在地に神戸母子寮を開設し翌十一年九月附帯事業として收容者の勞務を容易ならしむる爲保育部を併設現在に及ぶ。

第四節 育兒保護

(一) 神戸女子教育院

所在地 神戸市神戸區下山手通七丁目九七番地

設立(創立) 明治十年七月一日

(社會事業法による届出) 昭和十三年十一月十八日

組織 個人經營

代表者 院長 ヒロメナ・ワランチン、アントニン

職員 院長一名、保母二名

事業概況

満二才以上の女子にして孤兒貧兒を收容し此等收容者は團長の家族として入籍せしめ尙轉籍不可能の場合には特別なる契約にて收容するを原則とす。學齡兒童は公立小學校に通學せしめ成績優秀なる者は上級學校に入學せしむ、相當の年齢に達すれば夫々適當なる職業に就かしめ又家庭の人たらしむ。

土地 四〇〇坪 建物 (二棟) 建坪 一八一坪

收容定員 六〇名 現在々籍者 二四名 一ヶ月平均收容實人員 二七名

年延人員 一〇、〇五八名

經費 (昭和十四年度決算)

補助々成金	二、九一五・五〇	事務費	六八〇・〇〇
寄附金	一、〇〇〇・〇〇	業務費	四、〇五三・〇〇
其他	一、八一七・五〇	俸給	四〇〇・〇〇
計	五、七三三・〇〇	其他	六〇〇・〇〇
		計	五、七三三・〇〇

沿革の概要

本院は前院長に依り明治十年七月神戸市元居留地裏町四一番地眞光女學校附設孤兒院として創設せられ明治二十三年九月現院長之を繼承す。
大正三年現在地に移轉し翌四年二月神戸女子教育院と改稱現在に至る。

(二) 財團法人神戸孤兒院

所在地 神戸市神戸區中山手通七丁目八八三番地

設立(創立) 明治二十三年五月二十三日

(法人許可) 明治二十三年五月二十三日

(社會事業法による届出) 昭和十三年十一月十八日

組織 財團法人

代表者 院長 理事 水谷 愛子

職員 理事一、書記一、事務員二、保母九、助手一、雜務係三

事業の概況

棄兒、迷兒、孤兒、貧兒にして救護法に依り市町村長より委託を受けたるもの及法に該當せざるものにして收容救護を必要と認むべき證左あるものを收容す。

院内を一家族になぞらふ、即ち院長を親とし家族たる收容者は男女各々別棟に分ち保母をして之が保育に當らしむ、尙學齡兒童は公立小學校に通學せしめ成績優秀なる者は上級學校に進ましむる等方途を講じ居るも多くは高等小學校卒業後就職しつゝあり。

土地 八四一、五坪 建物 (七棟) 延 四七三坪

收容者定員 一五〇名 一ヶ月平均收容實人員 九七名 年延人員 三四、八六二名

經費 (昭和十四年度決算)

事業収入	九三四・〇〇	事務費	八四〇・〇〇
財産収入	一九〇・〇〇	業務費	一一、二九二・〇〇
補助々成金	三、八三五・〇〇	俸給	四、六四六・〇〇
會費収入	三、〇五二・〇〇	積立金	八八四・〇〇
収入		支出	

寄附金 六、一四四・〇〇
 其の他 六、六〇六・〇〇
 計 二〇、七六一・〇〇

其の他 三、〇九九・〇〇
 計 二〇、七六一・〇〇

沿革の概要

明治二十三年五月二十三日神戸市葺合村に神戸貧民救済義會を創立、多數の貧孤兒を收容し居たるも明治二十六年十二月神戸孤兒院と改稱し神戸市神戸區中山手通七丁目に新築移轉す。
 初代會長及院長は吉川龜なりしも、明治二十九年十二月矢野毅院長に就任す、明治三十四年十月財團法人設立許可せられ、明治三十六年七月現在地に敷地購入新築移轉す。
 昭和四年四月矢野院長病歿の爲、妻ハツ之に代りしが昭和九年一月病歿、同年二月其女水谷愛子理事就任、救護法に依る救護施設として院舎改築を行ひ今日に至る。尙昭和四年六月七日
 聖上陛下 神戸行幸に際し侍從御差遣の光榮に浴し、又昭和十一年十一月 賀陽宮妃殿下本院御來臨の光榮に浴したり。

(三) 財團法人神戸報國義會

所在地 神戸市湊東區荒田町四丁目五三ノ一
 設立(創立) 明治二十五年九月二十三日
 (法人許可) 明治二十七年十二月二十七日
 (社會事業法による届出) 昭和十三年十一月十八日

組織 財團法人
 代表者 會長理事 小曾根貞松
 職員 理事一、醫師一、事務員二、保母一〇、看護婦一、看護人二、炊事係二
 事業の概況
 本施設に於て保護すべき者は救護法に依り市町村長より委託を受けたる者及官公署、方面委員の認定したるものたることを

條件とす。
 保母一名に對し幼兒十名内外を附し一家族として居室一戸を使用せしめ家族制度を布く。學齡兒童は公立小學校に、幼兒は院内に併置せる保育園に院外の幼兒と共に收容す。尙成績優秀なる者は中等學校に入學せしむるも多くは小學校卒業後就職し居れり。

土地 一、〇二〇坪	建物 (一三棟) 延 四一〇坪
育兒收容定員 四八名	一ヶ月平均育兒實人員 六四名
母子保護收容定員 二八名	一ヶ月平均保護實人員 六八名
助産保護收容定員 四名	一ヶ月平均保護實人員 一名
醫療保護收容定員 四〇名	一ヶ月平均保護實人員 七二名
託兒收容定員 九〇名	一ヶ月平均保育實人員 九〇名
老衰廢疾者收容定員 一名	一ヶ月平均保護實人員 一九名
經費 (昭和十四年度決算)	

事業收入 一〇、一〇二・〇〇	事業費 九二〇・〇〇
財産收入 一二、九七四・〇〇	業務費 三一、五四二・〇〇
委託料收入 一三、五二三・〇〇	俸給 五、一八〇・〇〇
補助々成金 四、三〇〇・〇〇	積立金 三、八二〇・〇〇
寄附金 三、三五一・〇〇	其他 六、一九八・〇〇
繰越金 六、二三六・〇〇	計 四七、六六〇・〇〇
其他 二、一五一・〇〇	次年度へ繰越 四、九七七・〇〇
計 五二、六三七・〇〇	

沿革の概要
 明治十七年五月故目賀田榮等市内有志相諮り東京明道教會兵庫支部を設け専ら四恩十善の教義を鼓吹しつゝありしが明治二

十五年に至り教養の一たる慈善を實行に移す事と爲し正二位池田義政公を會長に其の名稱も報國義會と改稱す。
 明治二十六年小會根喜一郎幹事長となる翌二十七年十二月財團法人神戸報國義會設立許可せられ同三十二年現在地に移轉、
 昭和十一年現理事就任現在に及ぶ。

(四) 西宮子供ホーム

所在地 西宮市河原町四八
 設立(創立) 大正十一年二月一日
 (社會事業法による届出) 昭和十三年十一月十八日

組織 個人經營
 代表者 ホーム長 フローレンス、メイ、バイヤス
 職員 ホーム長一、書記一、事務員一、炊事係一

事業の概況

満四才より十才迄の貧兒孤兒を收容保育するものにして、收容兒童は義務教育は勿論、成績優秀なる者は中等學校、神學校
 に入學せしめ之等所要の入費全部を支辨す、但し卒業後二ケ年間謝恩の爲傳導に従事せしむる規定なり。

土地 二七二坪 建物(一棟) 延 七二坪
 現在々籍者 一八名 年延人員 二二六名
 經費 (昭和十四年度決算)

補助々成金	四五〇・〇〇	事務費	一、九〇〇・〇〇
寄附金	八、〇〇〇・〇〇	業務費	六、七五二・〇〇
繰越金	二、七一一・〇〇	給費	九二五・〇〇
計	一一、一六一・〇〇	其他	九九六・〇〇

計 次年度へ繰越 一〇、五七三・〇〇
 五八八・〇〇

沿革の概要

大正十一年二月故メイ・ストロップ師武庫郡瓦木村東ノ口に本施設を設立したるも、昭和七年十月同師死亡に依り現ホーム
 長之を繼承す、昭和十五年十二月現在の地に新築移轉す。

第八章 少年教護

輓近社會情勢の複雑化に伴ひ、犯罪者遞増の傾向に在り殊に支那事變發生後は少年不良化の誘因多岐多様を極むるに至れり
 縣に於ては昭和十二年少年教護法第六條に基く少年教護院機關たる少年教護委員を従來の二百七十六名より六百四十三名に増
 員し、要教護少年の早期發見並に早期指導少年不良防止に當らしむると共に、委員間の聯絡統制の目的の下に常務委員四十九
 名を委囑せり。現在七十四名。

尙委員の自主的活動促進の爲郡市(神戸市に在りては區)を區域とする少年教護委員會の設置を勸奨したる結果、現在神戸
 市各區、姫路、尼崎、明石、西宮各市、城崎、朝來、養父各郡は設置済にして其の他の郡市に於ても目下設置計畫中なり。
 之等委員會に在りては、講演會、映畫會を開催して、教護思想の滲透に努むると共に他方、各委員の啓蒙の爲、連絡會、他
 府縣視察等爲しつゝあり。
 昭和十五年度に於ける委員費千四百六拾八圓。

兵庫縣立農工學校

所在地 兵庫縣明石郡魚住村清水二、七四四
 設立 明治四十二年三月一日
 代表者 校長 池田 千年

職員 校長一、教諭九、教諭心得一、書記一、授業手一、保母一〇、同心得三、囑託二
事業の概況

少年教護保育を主眼とし、善良なる國民たらしむべく各戸を一家庭として、教諭保母の膝下に於て寢食を共にし、午前中は學科、午後は農事、園藝、手工、印刷等の實科を授く。

土地 二八、一八四坪

男子家庭舎 十棟 四〇七・五坪

女子家庭舎 一棟 四二坪

井戸家形 一四 一五坪

收容定員 一一〇名 現在收容人員 一一〇名(内女一〇名)

卒業者數 六七四名

經費

收入		支出	
獎勵金	五五〇・〇〇	事務費	四〇〇・〇〇
寄附金	三五〇・〇〇	保護費	五〇〇・〇〇
繰越金	一一八・六八	業務費	四〇〇・〇〇
其他	一、三二〇・〇〇	其他費	五三八・六八
計	二、三三八・六八	計	二、三三八・六八

沿革の概要

初め土山學園と稱す。明治四十三年新建築竣工。六月二十二日教育勅語を下賜せらる。大正八年七月五月初めて女子の入學を許可し、同十三年族舎一棟を増築す。昭和九年十月兵庫縣立農工學校と改稱、同十一年三月講堂及印刷工場各一棟を建築したるも狹隘を告ぐるに至りたる爲、本年度より經費六萬圓を投じ増築に着手せり。

第九章 社會教化事業

第一節 隣保事業

町立御影厚生館

所在地 武庫郡御影町御影字師範九二五番地ノ八

設立(創立) 昭和十四年十月二十日

(社會事業法による届出) 昭和十四年十一月十三日

組織 御影町經營

代表者 御影町長

職員 館長事務取扱一、主事一、囑託主事一、書記二、囑託講師四、囑託助手一

事業の概況

洋裁講習會(初等科無料、高等科月貳圓)支那語講習會(月參圓)編物講習會(月六拾錢)生花講習會(月壹圓)等を爲すと共に圖書館(閱覽料一回參錢)を開設し又人事相談(無料)等に應じつゝあり。

土地 九四九・三坪 建物(一棟) 延 三七一・三四坪

洋裁講習會一ヶ月平均出席實人員 六五・五名 年延人員 四、五〇三名

支那語講習會一ヶ月平均出席實人員 四五・六名 同 一、一六〇名

編物講習會一ヶ月平均出席實人員 二三・六名 同 二〇一名

生花講習會一ヶ月平均出席實人員 一七・二五名 同 一三二名

人事相談一ヶ月平均實人員 一・六七名 同 一五名

圖書閱覽一ヶ月平均實人員 二五・七七名 同 三、五一三名

經費（昭和十四年度決算）

収入		支出	
財産収入	七、二四五・〇〇	事務費	二、三九七・〇〇
事業収入	二六七・〇〇	業務費	一一、六四〇・〇〇
寄附金	一、五〇〇・〇〇	俸給	二、三三一・〇〇
積立金繰入	一六、四〇四・〇〇	その他	一〇、四五五・〇〇
其他	四、四〇四・〇〇	計	二六、八二三・〇〇
計	二九、八二〇・〇〇	次年度へ繰越	二、九九七・〇〇

一九〇

沿革の概要

昭和十年五月嘉納治郎右衛門氏貳拾萬圓、翌年三月嘉納たね氏壹萬圓の寄附に依り御影町隣保施設として昭和十四年八月本館を設立、同年十月より事業開始、今日に及び。

第二節 教化事業

(一) 財団法人崇信報恩會

所在地 芦屋市芦原一、一四〇
 設立(創立) 昭和十一年十月三十一日
 (法人許可) 昭和十二年三月二十五日
 代表者 理事長 伊藤長兵衛
 役員 理事六、監事二
 資産 基金 五〇〇、〇〇〇圓
 事業の概況
 社会事業、教化事業、育英事業、其他公益事業の後援並に助成をなす。

事業費豫算は毎年大體二〇、〇〇〇圓計上し(社会事業費八、〇〇〇圓、育英事業費七、〇〇〇圓、教化事業費五、〇〇〇圓)事業獎勵に努めつゝあり。

沿革の概要

國民精神の練磨暢達と社会温和の實を見んと目的を以て昭和十一年十月之を設立、昭和十二年三月法人設立許可を得現在に及ぶ。

(二) 財団法人古坂報恩會

所在地 加古郡阿閉村古宮七九六
 設立(創立) 昭和十四年六月二十六日
 (法人許可) 昭和十五年五月二日
 代表者 理事長 古坂賢二
 職員 理事七、監事二、評議員二五
 資産 基金 一〇〇、〇〇〇圓

事業の概況

阿閉村民の福祉増進、保護救済の目的を以て兒童保護施設、養老並に救療施設の經營、出征遺家族の扶助、貧家の子弟教育費補助等をなす。

事業費豫算は大體毎年三、一六〇圓計上し(兒童保護費一、二二〇圓、養老事業費一、七〇〇圓、育英事業費二四〇圓)事業獎勵に努めつゝあり。

沿革の概要

今次事變に遭遇し銃後援護事業の整備、擴充を圖るの一端として昭和十四年六月現理事長本會を設立、昭和十五年五月法人設立の許可を得て現在に至る。

(三) 財團法人今村家報恩會

所在地 加東郡上東條村長貞一、〇五二
設立(創立) 昭和十五年三月一日

(法人許可) 昭和十五年七月十六日

代表者 理事長 今村嘉一郎

役員 理事七、監事一

資産 基金 五〇、〇〇〇圓

事業の概況

社會事業、教化事業、育英事業、その他之に關係ある各種の事業の後援、助成をなす。

之等事業費豫算は大體毎年一、七〇〇圓計上し(社會事業費四〇〇圓、教育事業費一、〇〇〇圓、教化事業費三〇〇圓)事業の獎勵に努めつゝあり。

沿革の概要

昭和十五年三月先代今村嘉一郎の遺志に依りて現理事長本會を設立、同年七月法人設立許可を得て現在に至る。

第十章 地方改善事業(融和事業)

第一節 地方改善事業

本縣下要改善地區戸數並に人口は全國に於て其の首位を占め、爲に地方改善融和促進の各施設に關しては夙に意を用ひ明治四十四年他府縣に率先して事務專任職員を置き、地區更生と一般の理解促進に努め極力融和親善の方策を講じつゝあり。而して之が爲め中堅人物養成、融和教育指導者養成等の講習會を開催するの外、地區の改善向上に資す可き各種地方改善施設に對し補助費を交付して之が施行を獎勵しつゝあり。

昭和十四年度に於て地方改善施設として補助金を交付し施行せる事業の狀況左の如し。

協同組合設置	一四件
共同作業場、投産場、職業補導所設置	一三件
産業經濟施設	四七件
環境改善施設	八件
市町村融和機關設置	二〇件
其他各種施設	五八件
事業費	二九七、四七三・七九
補助費	一二五、六二二・六六
内譯 縣費支出額	四〇、三七七・六六
國費支出額	八五、二四五・〇〇
又大正十二年以來國費を以て地方改善育英獎勵の途開かれ、優秀なる才能を有しつゝ資力乏しき爲め研學の志を徒らに空しくする者に對し補助獎勵を加へつゝあるが、昭和十四年度に於ける狀況左の如し。	
獎勵金交付者	一四一名
内譯 中等學校	一二四名
專門學校以上	一七名
獎勵金額	一七、四三五圓

第二節 融和事業團體

兵庫縣清和會

事務所所在地 兵庫縣學務部社會課内
設立 昭和十二年七月二十八日
代表者 兵庫縣知事

役職員 會長一、常務理事一、主事二、囑託四、書記三
事業の概況

國民一體の實を擧ぐる爲め専ら差別的觀念の撤廢を期し、講演會、講習會、座談會等各種の方法手段に依り之が目的達成に努めつゝあり。特に例月雜誌「清和」を發行す。縣の社會改良事業と呼應し主として精神的運動を爲しつゝあり。

經費（昭和十四年度決算）

收 入		支 出	
補助金	二八、八二八・〇〇	事務費	八、六五四・二七
繰入金	一、〇〇〇・〇〇	事業費	二〇、四五八・七〇
雑収入	四〇・七〇	其他	四一六・四九
繰越金	二、〇五四・一七	次年度へ繰越	二、三九三・四一
計	三一、九二二・八七	計	三一、九二二・八七

沿革の概要

一視同仁の趣旨を宣揚し渾融揖睦の實を擧ぐるはわが肇國の精神として明示する所なり、然るに徳川封建の積弊に依り一部國民中差別的待遇を受くる者あり、明治中葉以來漸く世論を喚起するに至りたるが本縣に於ては夙に之が解決の必要を認め種々方策を講じたる結果、大正十二年七月各郡市町村の推薦になる代表者を召集し融和促進に關する協議を遂げ、其の議決に依りて同十二月本會の發會式を舉行せり。而して兵庫縣知事を會長に、各市郡に評議員、縣市關係者民間有力者を理事に置き着々其の目的貫徹の爲め努力しつゝあり。
紀元二千六百年記念事業を擧ぐれば左の如し。

- 清和會要覽の發行（六月）
- 滿洲國開拓地視察（九月中、下旬）
- 紀元二千六百年奉祝伊勢神宮、樞原神宮奉祝祈誓（一〇月、二一―二三）
- 紀元二千六百年奉祝全國融和團體聯合大會の共催（二月、一〇―一二）

第十一章 軍事援護事業

本縣軍事援護施設は軍事扶助法の施行並に政府の方針に基く各種援護事業の徹底を圖る爲め、事變勃發當初に於て軍事援護委員會を組織し關係機關の聯絡統制並に中央指導機關とし一方各市町村に軍事扶助相談所を設置し扶助援護の徹底を期し其の機能の發揮に努めつゝあり。（昭和十六年度に於て相談所を市町村銃後奉公會に移管す）

- 一、市町村軍事扶助相談所 八三七箇所
- 二、軍事扶助委員 一一、二七六八
- 三、市町村銃後奉公會（縣下各市町村全部）
- 四、恩賜財團軍人援護會本縣支部
- 五、大日本傷痍軍人會本縣支部
- 六、傷痍軍人職業訓練所 五箇所
- 七、軍人遺家族婦人指導囑託 三五名

尙右の外恩賜財團濟生會支部、日本赤十字社支部、愛國婦人會支部等に於て、醫療、授産、職業輔導等の事業を實施し、更に市町村に於ても地方の事情に應じ夫々援護の徹底に努めつゝあり。而して之が施設の概要は左記の通りなり。

(一) 一般援護
軍人遺家族並に傷痍軍人中生活困難なる者に對しては前記軍事扶助法並に恩賜財團軍人援護會に於て、生活扶助、醫療、助産、生業扶助及び埋葬等の扶助又は援護を爲しつゝあり、此の外現在直ちに生活に支障なきも家業の維持經營困難に陥り將來の生活に脅威を感じつゝある者に對しては國庫の援護助成金及び縣直接又は關係團體を通じ醫療、育英、授職、輔導及び家業の維持經營に對し相當多數援護を爲しつゝありて其の經費一ケ年約參拾萬圓なり。

(二) 傷痍軍人援護
傷痍軍人中治愈退院者に對しては原職復歸を原則とし之に必要な資金、器具、資料の給與若は貸與を爲し又機能障害等の

爲め復歸困難なる者に對しては職業訓練所其他に於て可能なる技術の修得を爲さしめつゝあり。更に傷痍未だ治癒するに至らず。尙醫療の要ある者に對しては軍事保護療養所其他の醫療機關に委託して療養に努めつゝあり。尙一般に對し傷痍軍人保護尊敬の念を昂揚せしむる爲め講演會、映畫會、懇談會の開催を爲すと共に一面傷痍軍人自身に對しては其の名譽と矜持を保持せしむる爲め、大日本傷痍軍人會支部と協力其の教化指導に努めつゝあり。

(三) 戰歿軍人の遺族援護

戰歿軍人の遺族に對しては其の家を護り遺兒を守り更に家門の名譽を顯揚せしむるに努むると共に將來の生活安定を期すべく授職輔導並に育英に努めつゝあり。尙遺族中には婦人及び兒童の多き事情に鑑み其の相談指導機關として婦人の指導員を囑託して現在神戸市外八市二五郡に三五名の委囑を爲し夫々活動中なり。

(四) 召集解除者援護

召集解除に因る歸郷軍人に對しては可及的速に生業に復歸せしむる爲め之に要する器具資料の購入費又は小額資本の給與及び就職準備金の給與を爲す外軍事扶助法の廢止に依り直ちに生活困難に陥る者に對しては就業する迄の期間生活費及び醫療費の給與を爲し其の援護に努めつゝあり。

第一節 軍事援護團體

(一) 恩賜軍人後援會兵庫縣支部

事務所所在地 兵庫縣學務部社寺兵事課内
設立 昭和十三年十二月一日
代表者 兵庫縣知事
役員 支部長一、副支部長五、理事一〇、顧問一五、監事二、主事二、書記四、指導員一
資産 (保有金) 一、〇九〇、五四五圓

事業の概況

軍人及び其の遺家族の援護慰藉に努め居れり。事變後より昭和十五年八月末迄の取扱事項左の如し。

生活扶助 二六、七二六戸 醫療 五六五戸 罹災一時救助 三〇、九四五戸

經費 (昭和十四年度決算)

收 入		支 出	
財産 收入	二、九六四・一八	事務 費	一一、二〇三・六〇
寄 贈 金	一、三三七・九五八・五二	業 務 費	八一六、九四四・四二
補 助 金	二九五、三四六・八八	計	八二八、一四八・〇二
雜 收 入	二五、二七三・五四		
前年度より繰越	一六二、九五七・九二		
計	一、八二四、五〇一・〇四		

沿革の概要

昭和十三年十二月在來の社團法人帝國軍人後援會、財團法人大日本軍人後援會、財團法人振武育英會を改組して之を設立し現在に及べり。

(二) 大日本傷痍軍人會兵庫縣支部

事務所所在地 兵庫縣學務部社會課内
設立 昭和十五年三月三十一日
代表者 兵庫縣知事
役員 支部長一、副支部長一、幹事長一、幹事一一、評議員一九、會計監事二、主事一、主事補一、書記一、雇一
事業の概況
縣下に在住する會員相互の親睦を敦ふし修養陶冶を勵み品位の向上に努め其の名譽を完ふし皇國の爲め終生奉公の誠を致す

を以て其の目的とす。

此の目的達成の爲に、精神修養、國民精神の振作及び風教の刷新、戦公傷病死者、傷病軍人病死者の祭祀並に其の遺族の慰藉、身の上相談等に關する事業をなしつつあり。

經費（昭和十五年決算）

收 入	入	支 出	出
財産 收入	一、六五〇・〇〇	事務 費	六、五八三・〇〇
補助 金	二一、六六〇・〇〇	事業 費	一八、一六〇・〇〇
寄附 金	五一、五〇〇・〇〇	會議 費	七五〇・〇〇
其の 他	七四六・〇〇	積立 金	五〇、〇〇〇・〇〇
計	七五、五五六・〇〇	其の 他	六三〇・〇〇
		計	七五、五五六・〇〇

沿革の 大要

昭和十五年三月在來の財團法人兵庫縣傷病軍人會を改組して之を設立し、事務所を社會課内に置く。現在會員四千四百名に達す。

昭和十五年度に於ける主なる事業を擧ぐれば左の如し。

榑原神宮に會員百名参拜せり。

物故會員の慰靈祭其の他諸種の慰藉事業を執行せり。

會員の表彰式其の他の事業を執行せり。

紀元二千六百年記念修養大會其の他教養教化に關する事業を執行せり。

相談所の強化擴充を圖る爲に明石、西宮兩市に二相談所を増設せり。

大日本傷病軍人會兵庫縣相談所

事務所々在地 兵庫縣學務部社會課内

支 所 姫路市 篠山町 豊岡町 明石市 西宮市

設 立 昭和十五年三月三十一日

代 表 者 兵庫縣知事

職 員 主事一、主事補五、書記四

事業の概況

縣下に於ける會員の諸相談に應じつつあり。

(三) 社団法人愛國婦人會兵庫縣支部

事務所々在地 神戸市神戸區中山手通六丁目二二四

設 立 明治三十四年七月八日

代 表 者 兵庫縣知事夫人

役 職 員 支部長一、主事一、主事補一、書記八、囑記四、雇九

事業の概況

愛國婦人會本縣支部として活動し居るものにして専ら軍事援護に當りつつあり、尙一般社會事業として農繁託兒所助成、姪産婦保護等を爲す。

事變後より昭和十五年九月末迄の状況左の如し。

生活 扶助	二四、〇二七件	六七、三五二・三二
弔 慰		一五一、六〇〇・一四
稿 軍		二七、四〇二・六八
兵器建物設備の獻納		一三一、二七三・一七
時局講演會	一五件	三八六・八〇

授職、授産事業 二件 二八、七四〇・一八
費（昭和十四年度決算）

收 入		支 出	
財産収入	七、七六〇・七八	事務費	三六、八四四・七二
會費	一一六、六四七・六二	事業費	八八、七二七・七一
寄附金	三七、二五六・四〇	其の他	一三二、四一九・三三
補助金	三四、一四七・七四	基金積立金へ編入	二九、五一一・〇三
繰入金	二五、〇〇〇・〇〇	次年度へ繰越	二五、〇〇〇・〇〇
借入金	六四、〇五〇・〇〇	計	三二二、五〇二・七九
計	三二二、五〇二・七九		

沿革の概要
明治三十四年七月愛國婦人會兵庫縣支部を設置、大正十五年郡制廢止後町村に委員區を置き今日に及べり。

社団法人愛國婦人會兵庫縣支部授産場

所在地 神戸市神戸區中山手通六丁目一二四

設立 昭和十四年五月二十六日

代表者 兵庫縣知事夫人

事業の概況
軍人遺家族に對し四ヶ月間シン裁縫術を教授しつゝあるものにして、月額六圓を研究費として支給す。
一ヶ月平均六〇人の受講者あり。

(四) 財団法人本庄將軍凱旋記念多紀統後基金會

所在地 多紀郡篠山町北新町三七自治協會内

設立(創立) 昭和九年九月十八日

(法人許可) 昭和九年十二月十二日

代表者 會長理事 稻山平太郎

役員 理事七、監事二、幹事一、書記一

事業の概況
軍人及軍人遺家族に對する慰問援護並に戦病死者に對する慰靈等をなす。

沿革の概要

昭和九年九月本庄將軍凱旋記念事業として本會を創設す、初代會長は古川岩太郎少將たりしも昭和十五年九月同人死亡に依り現會長之に代る。

(五) 財団法人播磨佛教婦人報國會

所在地 姫路市手柄町龜山一六

設立(創立) 明治四十年八月二十八日

(法人許可) 明治四十二年四月十七日

代表者 専務理事 大谷昭道

役員 専務理事一、書記三

事業の概況

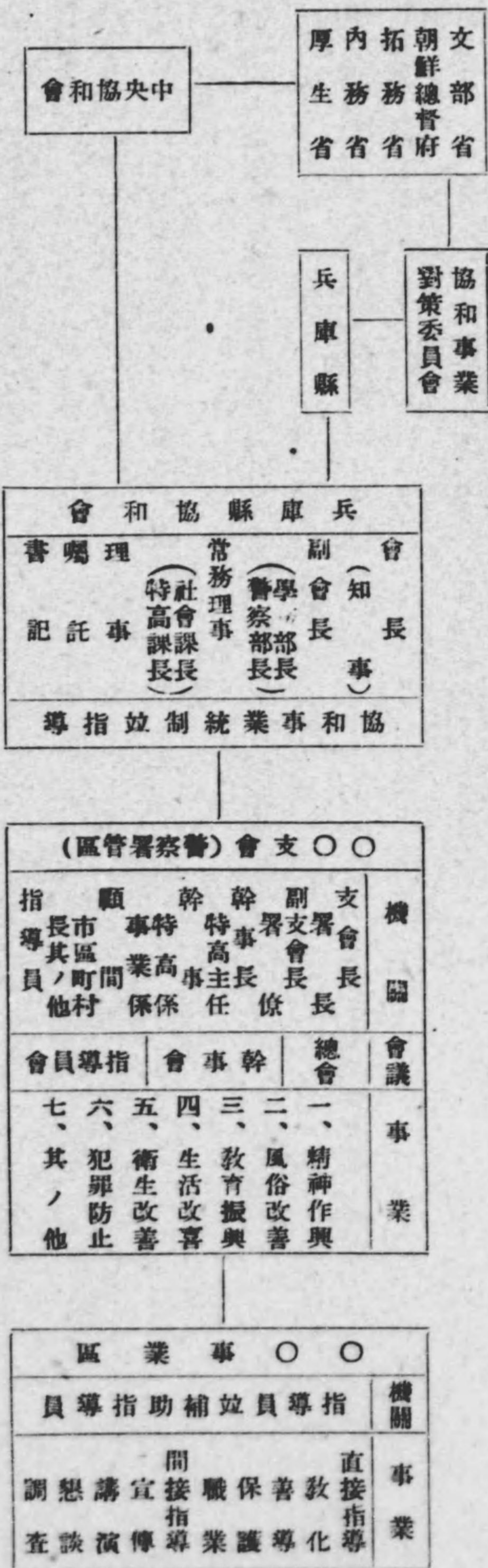
眞宗二諦の主旨に基き婦人報國の誠意を一般に敷衍し例年戦歿者の法會を執行すると共に軍人遺家族並に傷病者慰問をなす

沿革の概要
明治二十七、八年日清の役に際し、婦人共愛會姫路女教會を起し後現名稱に改む。明治四十二年四月法人許可を得現在に至る。

第十二章 協和事業

縣下在住半島人は大正元年僅かに五十七名に過ぎざりしが、逐年増加の趨勢を示し今や其の數十二萬に垂んとし大阪府に次ぎ全國第二位の多數に達する情況なり。之等在住半島人の保護指導に關しては從來多くは個別的又は地域的に止り確定せる對策を欠きたるが、滿洲事變以來半島人は帝國臣民たるの矜りを感じし、特に支那事變勃發以來大いにその自覺を深めたり。依つて縣に於ては在住半島人の實情調査を遂ぐると共に政府の方針に基き昭和十二年十二月十八日伊丹警察署に於て兵庫縣内鮮協會伊丹協和會の發會式を舉行越へて昭和十三年三月林田警察署に協和會を設立すると共に縣協和會の機構を整備し本運動の特質に鑑み之を縣下全般に擴充するの必要を認め、從來の内鮮協會を解散し新に兵庫縣協和會を設立すると共に縣下各警察署單位に協和會の支會を設置、現在五十七支會に達し以て事業の進展を圖ることとなれり。

兵庫縣協和事業標準機構



昭和十五年年度に於ける主なる行事を擧ぐれば左の如し。
皇國精神宣揚

紀元二千六百年を奉祝紀念し會員に對し皇國精神を宣揚せしむる爲八月一日中村常務理事以下役職員支會指導員四百名は、
攝原神宮に參拜尙春日神社東大寺等を順拜多大の感銘を與へたり。

兵器獻納資金募集

紀元二千六百年奉祝記念事業の一として支那事變を契機に澎湃として起れる朝鮮人同胞の愛國の赤心を更に啓培し日本國民たる自覺の徹底を圖り聖業完遂に寄與せしめ以て内地同化の機運促進に資せん爲中央協和會主唱の下に本會並に各支會共同主催にて一般會員より兵器獻納資金を募集、陸海軍に兵器を獻納し以て赤誠披瀝の一端とせり。

應募金額 五二、四五一・一一
募集期間 自八月二十五日
至九月三十日

救護

(1) 會員に對する巡回診療

實施支會 灘、三宮、葦合、伊丹、中村、各支會
實施期日 自八月八日
至九月四日
診療科目 内科、外科、小兒科、眼科、産婦人科、耳鼻咽喉科
受診者數 二五〇名

(2) 罹災救助(火災)

(罹災者九十三世帯、罹災人員四五七名)
給與金 六四一圓
給與物品(衣類其他) 一、五〇〇點

講習會

縣下五十七支會の幹事長に對し協和事業の本質使命を明にし其の實際に付研鑽を重ね、以て協和事業指導者としての須要なる精神を體得せしむる爲九月二十五、六日兩日中央竝に朝鮮總督府より講師を招聘し、協和事業事務主任者講習會を開催するの他、協和事業遂行上樞要なる人的機構にある五十七支會の指導員に對しても縣下十六ヶ所に於て短期講習會を開催し中堅人物の養成に努めたり。
尙半島婦人の被服着用其他生活改善は内地同化への必須要件なるに依り各支會主催の下に生活改善婦人講習會を開催せしめたり。

調査研究

朝鮮事情視察

自十月一日
至十月十三日

視察月日

京畿、全北、全南、慶北、慶南、平南六道

視察地

事務擔當者 七名

第十三章 國民健康保險

國民の健康保持増進と國民生活の安定を期する爲め、制定を見たる國民健康保險法は昭和十三年七月一日より施行せられ、未だ本制度の試練期にあるも着々實績を收め本縣に於ては既に二十三健康保險組合の設立あり、尙今後五箇年間に全縣下に普及せしむる豫定なり。

(一) 津名郡生穂町國民健康保險組合

事務所の所在地

津名郡生穂町役場内

組合の地區

津名郡生穂町

設立年月日 昭和十三年十二月二十日

組合員數 七二十四人

被保險者數 三、五六七人

保險給付

種類 療養給付

支給期間 九〇日間

療養給付費用一部負擔割合 往診入院手術五割、其他三割

助産の給付 なし

被保險者一人當保險給付費年額 三圓三十錢

保險料組合員一人當年額 八圓十五錢

組合會議員定數 一〇人

理事定數 七人

(二) 多紀郡村雲村國民健康保險組合

事務所の所在地 多紀郡村雲村草ノ上九六

組合の地區 多紀郡村雲村

設立年月日 昭和十三年十二月二十日

組合員數 三六〇人

被保險者數 一、九七一人

保險給付

種類 療養の給付並に助産の給付

支給期間 九〇日間

療養給付費用一部負擔割合 往診入院手術五割、その他四割
 助産の給付 二圓五十錢
 被保険者一人當保險給付費年額 四圓八十五錢
 保險料組合員一人當年額 十一圓三十四錢
 組合會議員定數 一五人
 理事定數 八人

(三) 多紀郡大山村國民健康保險組合

事務所の所在地 多紀郡大山村大山新九八
 組合の地區 多紀郡大山村
 設立年月日 昭和十五年十二月二十日
 組合員數 四五三人
 被保險者數 二、七七六人
 保險給付

種類 療養の給付
 支給期間 一〇〇日間
 療養給付費用一部負擔割合 往診入院手術五割、その他三割
 助産の給付 なし
 被保險者一人當保險給付費年額 二圓五十八錢
 保險料組合員一人當年額 六圓二十四錢
 組合會議員定數 一四人
 理事定數 五人

(四) 津名郡鮎原村國民健康保險組合

事務所の所在地 津名郡鮎原村一四九
 組合の地區 津名郡鮎原村
 設立年月日 昭和十四年四月十日
 組合員數 八一七人
 被保險者數 四、五四四人
 保險給付

種類 療養の給付並に助産の給付
 支給期間 九〇日間
 療養給付費用一部負擔割合 往診入院手術五割、その他三割
 助産の給付 五圓
 被保險者一人當保險給付費年額 三圓四十八錢
 保險料組合員一人當年額 十圓十一錢
 組合會議員定數 一三人
 理事定數 七人

(五) 美囊郡志染村國民健康保險組合

事務所の所在地 美囊郡志染村井上一七一
 組合の地區 美囊郡志染村
 設立年月日 昭和十四年十月三十一日
 組合員數 七〇三人
 被保險者數 四、二六二人

保険給付

種類 療養の給付

支給期間 九〇日間

療養給付費用一部負擔割合 往診入院手術五割、其他四割

助産の給付 なし

被保険者一人當保險給付費年額 三圓四十錢

保險料組合員一人當年額 十圓四十錢

組合會議員定數 一五人

理事定數 七人

(六) 神崎郡瀬加村國民健康保險組合

事務所の所在地 神崎郡瀬加村役場内

組合の地區 神崎郡瀬加村

設立年月日 昭和十四年十月三十一日

組合員數 五九四人

被保險者數 二二〇五人

保險給付

種類 療養の給付

支給期間 一二〇日間

療養給付費用一部負擔割合 往診入院手術五割、其他三割

助産の給付 なし

被保險者一人當保險給付費年額 三圓七十錢

保險料組合員一人當年額 十圓六十四錢
組合會議員定數 一二人
理事定數 六人

(七) 宍粟郡神野村國民健康保險組合

事務所の所在地 宍粟郡神野村役場

組合の地區 宍粟郡神野村

設立年月日 昭和十四年十月三十一日

組合員數 四六六人

被保險者數 二、三八三人

保險給付

種類 療養の給付

支給期間 九〇日間

療養給付費用一部負擔割合 往診入院手術五割、其他三割

助産の給付 なし

被保險者一人當保險給付費年額 三圓十八錢

保險料組合員一人當年額 七圓六十七錢

組合會議員定數 一一人

理事定數 三人

(八) 赤穂郡若狹野村國民健康保險組合

事務所の所在地 赤穂郡若狹野村役場

組合の地区 赤穂郡若狹野村
 設立年月日 昭和十四年十月三十一日
 組合員数 四三八人
 被保険者数 二、二二四人
 保険給付 療養の給付
 種類 療養の給付
 支給期間 九〇日間
 療養給付費用一部負擔割合 往診入院手術五割、その他三割
 助産の給付 なし
 被保険者一人當保險給付費年額 三圓六十錢
 保險料組合員一人當年額 八圓九十四錢
 組合會議員定數 一二人
 理事定數 七人

(九) 氷上郡鴨庄村國民健康保險組合

事務所の所在地 氷上郡鴨庄村役場内
 組合の地区 氷上郡鴨庄村
 設立年月日 昭和十四年十月三十一日
 組合員数 三五五人
 被保険者数 一、九八〇人
 保険給付 療養の給付
 種類 療養の給付

支給期間 一八〇日間
 療養給付費用一部負擔割合 往診入院手術五割、その他四割
 助産の給付 なし
 被保険者一人當保險給付費年額 三圓五十三錢
 保險料組合員一人當年額 八圓十八錢
 組合會議員定數 一四人
 理事定數 八人

(一〇) 川邊郡六瀬村國民健康保險組合

事務所の所在地 川邊郡六瀬村笹尾字黒漆二二一
 組合の地区 川邊郡六瀬村
 設立年月日 昭和十五年三月三十日
 組合員数 五八四人
 被保険者数 三、五五七人
 保険給付 療養の給付
 種類 療養の給付
 支給期間 九〇日間
 療養給付費用一部負擔割合 往診入院手術五割、その他三割
 助産の給付 なし
 被保険者一人當保險給付費年額 二圓八十錢
 保險料組合員一人當年額 五圓九十四錢
 組合會議員定數 一五人

理事定數

七人

(一一) 有馬郡八多村國民健康保險組合

事務所の所在地 有馬郡八多村七八二ノ七

組合の地區 有馬郡八多村

設立年月日 昭和十五年三月三十日

組合員數 五〇八人

被保險者數 二、八六九人

保險給付

種類 療養の給付

支給期間 九〇日間

療養給付費用一部負擔割合 往診入院手術五割、其他三割

助産の給付 なし

被保險者一人當保險給付費年額 四圓二十錢

保險料組合員一人當年額 十二圓五十錢

組合會議員定數 一〇人

理事定數 五人

(一二) 揖保郡神岡村國民健康保險組合

事務所の所在地 揖保郡神岡村上横内三四八

組合の地區 揖保郡神岡村

設立年月日 昭和十五年三月三十日

組合員數 七三二人

被保險者數 四、〇六六人

保險給付

種類 療養の給付

支給期間 九〇日間

療養給付費用一部負擔割合 往診入院手術五割、其他四割

助産の給付 なし

被保險者一人當保險給付費年額 三圓四十錢

保險料組合員一人當年額 八圓

組合會議員定數 一八人

理事定數 七人

(一三) 兵庫縣警察消防官吏家族國民健康保險組合

事務所の所在地 神戸市神戸區下山手通五丁目三八兵庫縣警察部警務課

組合の地區 兵庫縣

設立年月日 昭和十五年四月一日

組合員數 三、〇二二人

被保險者數 八、七一九人

保險給付

種類 療養の給付

支給期間 一八〇日間

療養給付費用一部負擔割合 五割

助産の給付 なし
 被保険者一人當保險給付費年額 六四五十錢
 保險料組合員一人當年額 四圓四十六錢
 組合會議員定數 一五人
 理事定數 七人

(一四) 美濃郡細川村國民健康保險組合

事務所の所在地 美濃郡細川村豊地五二
 組合の地區 美濃郡細川村
 設立年月日 昭和十五年六月二十九日
 組合員數 六五〇人
 被保險者數 三、二六七人
 保險給付

種 類 療養の給付
 支給期間 九〇日間
 療養給付費用一部負擔割合 往診手術入院五割、その他三割
 助産の給付 なし
 被保險者一人當保險給付費年額 四圓
 保險料組合員一人當年額 一一圓
 組合會議員定數 一二二人
 理事定數 七人

(一五) 城崎郡口佐津村國民健康保險組合

事務所の所在地 城崎郡口佐津村無南垣八〇九
 組合の地區 城崎郡口佐津村
 設立年月日 昭和十五年六月二十九日
 組合員數 五二二人
 被保險者數 二、六六一人
 保險給付

種 類 療養の給付
 支給期間 九〇日間
 療養給付費用一部負擔割合 往診入院手術五割、その他三割
 助産の給付 なし
 被保險者一人當保險給付費年額 三圓八十一錢
 保險料組合員一人當年額 十圓八十六錢
 組合會議員定數 一五人
 理事定數 七人

(一六) 津名郡廣石村國民健康保險組合

事務所の所在地 津名郡廣石村中組九一
 組合の地區 津名郡廣石村
 設立年月日 昭和十五年九月二十九日
 組合員數 三二六人
 被保險者數 一、七五四人
 保險給付

種 類 療養の給付
 支給期間 九〇日間
 療養給付費用一部負擔割合 往診入院手術五割、其他三割
 助産の給付 なし
 被保険者一人當保險給付費年額 三圓五十三錢
 保險料組合員一人當年額 九圓十七錢
 組合會議員定數 一二人
 理事定數 六人

(一七) 佐用郡徳久村國民健康保險組合

事務所の所在地 佐用郡徳久村西徳久一、二二三
 組合の地區 佐用郡徳久村
 設立年月日 昭和十五年九月三十日
 組合員數 三九四人
 被保險者數 一、八八一人
 保險給付
 種 類 療養の給付
 支給期間 九〇日間
 療養給付費用一部負擔割合 往診入院手術五割、其他三割
 助産の給付 なし
 被保險者一人當保險給付費年額 四圓三錢
 保險料組合員一人當年額 十圓九十三錢

組合會議員定數 一三人
 理事定數 六人

(一八) 神崎郡山田村國民健康保險組合

事務所の所在地 神崎郡山田村北山一九一
 組合の地區 神崎郡山田村
 設立年月日 昭和十五年九月三十日
 組合員數 三九二人
 被保險者數 二、二八人
 保險給付
 種 類 療養の給付
 支給期間 九〇日間
 療養給付費用一部負擔割合 往診入院手術五割、其他三割
 助産の給付 なし
 被保險者一人當保險給付費年額 三圓八十三錢
 保險料組合員一人當年額 十一圓三十八錢
 組合會議員定數 一三人
 理事定數 八人

(一九) 加西郡富田村國民健康保險組合

事務所の所在地 加西郡富田村窪田五ノ一
 組合の地區 加西郡富田村

設立年月日 昭和十五年九月三十日

組合員數 五〇五人

被保險者數 二、六九六人

保險給付

種類 療養の給付

支給期間 九〇日間

療養給付費用一部負擔割合 往診入院手術五割、其他三割

助産の給付 なし

被保險者一人當保險給付費年額 三圓九十錢

保險料組合員一人當年額 十二圓十四錢

組合會議員定數 一五人

理事定數 七人

(二〇) 宍粟郡河東村國民健康保險組合

事務所の所在地 宍粟郡河東村役場内

組合の地區 宍粟郡河東村

設立年月日 昭和十五年九月三十日

組合員數 四八九人

被保險者數 二、五二六人

保險給付

種類 療養の給付

支給期間 九〇日間

療養給付費用一部負擔割合 往診入院手術五割、其他三割

助産の給付 なし

被保險者一人當保險給付費年額 三圓八十五錢

保險料組合員一人當年額 十一圓二十一錢

組合會議員定數 一人

理事定數 三人

(二一) 印南郡上莊村國民健康保險組合

事務所の所在地 印南郡上莊村見土呂二八七

組合の地區 印南郡上莊村

設立年月日 昭和十五年九月三十日

組合員數 五八四人

被保險者數 二、九五八人

保險給付

種類 療養の給付

支給期間 九〇日間

療養給付費用一部負擔割合 往診入院手術五割、其他三割

助産の給付 なし

被保險者一人當保險給付費年額 四圓

保險料組合員一人當年額 十圓三十四錢

組合會議員定數 一五人

理事定數 四人

(二二) 城崎郡香住町國民健康保險組合

事務所の所在地 城崎郡香住町香住一、五九五
組合の地区 城崎郡香住町
設立年月日 昭和十六年一月十五日
組合員数 一、〇二一人
被保険者数 五、六六五人
保険給付

種類 療養の給付

支給期間 九〇日間

療養給付費用一部負擔割合 往診入院手術五割、其他三割

助産の給付 なし

被保険者一人當保險給付費年額 四圓二十錢

保險料組合員一人當年額 十四圓二十三錢

組合會議員定数 三〇人

理事定数 一三人

(二三) 神崎郡寺前村國民健康保險組合

事務所の所在地 神崎郡寺前村役場内
組合の地区 神崎郡寺前村
設立年月日 昭和十六年一月十五日
組合員数 七六三人
被保険者数 四、〇一〇人

保険給付

種類 療養の給付及び助産の給付

支給期間 九〇日間

療養給付費用一部負擔割合 往診入院手術五割、其他三割

助産の給付 一人に付五圓

被保険者一人當保險給付費年額 三圓五十錢

保險料組合員一人當年額 七圓八錢

組合會議員定数 一人

理事定数 五人

第十四章 司法保護事業

第一節 釋放者保護

(一) 神戸保護觀察所

所在地 神戸市湊東區楠町七丁目三三ノ一七
設立(創立) 昭和十二年十一月二十日
代表者 所長 吉岡 幸三
職員 所長一、保護司二、囑託保護司二九、書記二、雇二、雜務二
事業の概況

思想犯保護觀察法に依り思想犯に對して思想指導をなし以て社會復歸をなさしむるを目的とす。

昭和十三年度保護觀察件数 二〇四件 (前年度未済一六〇)

(本年度受理 四四)

昭和十三年度保護處分狀況

前年度繰越件數	四六件
本年度處分件數	六九件
他所より移送件數	八件
取消其の他の終了件數	一八件
差引年度末現在件數	一〇五件

沿革の概要

思想犯保護觀察法が實施せられたる結果、昭和十二年十一月二十日之が設立を見たり。而して思想犯の社會復歸を目標に思想指導、生活確立、特殊者に對する保護等を爲しつゝあり。

(二) 財團法人神戸昭徳會

所在地 神戸市湊東區楠町七丁目三三ノ一七

設立(創立) 昭和十三年十月十一日

(法人許可) 昭和十三年六月十八日

代表者 神戸地方裁判所檢事正

役員 會長一、副會長二、顧問三、理事一二、監事二、評議員三一、主事一、保護、文化、庶務、會計、事業主任四

書記一、囑託四、保護委員五

事業の概況

思想犯の刑執行終了者、假出獄者、刑執行停止者、刑執行猶豫者、訴追を要せざる爲め公訴を提起せざりし者、其の他必要ある者を保護指導す。

沿革の概要

社會各方面の理解と協力を動員し國民全般の力に依つて保護觀察所の事業を援護し且思想國防確立に貢獻する目的の下に關

係者有志相諮り之を設立す。

(三) 神戸學而園

所在地 (事務所) 神戸市湊區菊水町二丁目

(事業所) 神戸市湊區湊川町十丁目

設立(創立) 大正十二年二月十一日

組織 會員組織

代表者 神戸刑務所長

役員 園長一、常務理事一、理事五、主事一、事務囑託二、保護委員二

事業の概況

釋放者に對し直接、間接、一時保護をなす。

收容保護延人員 三、五二三名 間接保護延人員 一七三、五六七名 一時保護延人員 一二五名

沿革の概要

大正十二年二月現在の刑務所官舎内に事業所を設置し同所釋放の少年竝に未成年者の收容竝に觀察保護に當り居りたるが昭和二年に至り一般釋放者に及び更に思想犯保護觀察法の實施に伴ひ同法に依る指定團體として一般釋放者の保護をなしつゝあり。

(四) 財團法人神戸愛隣館

所在地 神戸市湊區楠谷町九七番地

設立(創立) 明治三十一年一月一日

(法人許可) 大正十三年十二月十日

組織 財團法人

代表者 理事長 賀川 豊彦
役員 理事長一、理事二、主事一、主事補一
事業の概況

一般釋放者、猶豫者に對し基督教々義を基として教化に努め、之等に對し收容保護或は旅費補給、被服費給與等をなす。
土地 三八三坪 建物 (一棟) 延 一〇八坪
收容定員 一五名 一ヶ月平均收容實人員 一名
年延人員 四、二四五名 間接保護年延人員 四、五八七名

沿革の概要

明治三十一年一月神戸市荒田町三丁目一八〇番地に村松淺四郎之を創立し同三十三年四月山本通五丁目に移轉、同三十八年七月米國某婦人より壹萬圓の寄附を得て現地所を購入し新築移轉す。
大正十三年十二月財團法人設立許可を得、昭和十年一月より賀川豊彦理事長として就任現在に至る。

(五) 神戸佛教聯合慈友會

所在地 神戸市兵庫區三川口町一丁目三四
設立(創立) 大正十一年四月一日
組織 會員組織
代表者 理事長 中野 文門
役員 理事長一、理事四、保護主任一、主事一、書記二
事業の概況
神戸佛教聯合會の責任經營にして各寺院を收容所に充て經營す。
收容定員 二〇名 一ヶ月平均收容實人員 三名
年延人員 一、六二九名 觀察並一時保護年實人員 二七六名

沿革の概要

大正十一年四月神戸市内各寺院住職に依り神戸佛教聯合慈友會を設立と共に神戸刑務所内兵庫縣聯合保護會に加盟し釋放者保護をなす。尙之等の收容所並に事務所は各會員の寺院を以て之に充つ。

(六) 神戸善照會

所在地 神戸市兵庫區中道通九丁目善導寺内
設立(創立) 昭和三年四月二十三日
組織 會員組織
代表者 會長 戸上 訓禮
役員 會長一、顧問三、主事一、書記三
事業の概況
釋放者並に微罪不起訴者に對し保護を加ふ。
建物 (二棟) 延 三七坪
收容定員 二〇名 一ヶ月平均收容實人員 六名 年延人員 二、一五一名
沿革の概要
昭和三年四月佛教々義に基き釋放者教化の目的を以て現會長之を設立し昭和九年四月現在の地に新築移轉す。

(七) 神戸藤花園

所在地 神戸市湊區熊野町一丁目五番地
設立(創立) 昭和五年八月一日
組織 會員組織
代表者 園長 田中 觀招

職員 園長一、保護主任一、書記一、會計一
事業の概況

一般釋放者、起訴、執行猶豫者、恩赦犯等に對して保護をなす。

土地 一二八・六坪 建物(三棟) 延 七四坪

收容定員 二五名 一ヶ月平均收容實人員 四名 年延人員 一、八九二名

沿革の概要

當初は慈友會支部として間接に釋放者保護に任じ居りたるも昭和五年に獨立し佛教々義に則り之等の保護に當りつゝあり。

(八) 財團法人播磨保正會

所在地 (事務所) 姫路市岩端町 姫路少年刑務所内

(事業所) 姫路市新在家字切ヶ坪二六八ノ一

設立(創立) 大正二年六月二十五日

(法人許可) 大正四年三月

組織 財團法人

代表者 姫路市長

況職員 會長一、理事三、常務理事一、書記二

事業の概保

釋放者並に檢事局より委囑に係る不起訴者に對し直接、間接、一時保護を加へ以て忠良なる臣民たらしむる様保導教養に努む。

土地 三五六、八五坪 建物(二棟) 延 一〇一、三八坪

收容定員 二〇名 月平均收容實人員 四名 間接保護年實人員 一一七名

一時保護實人員 二九二名 年延人員 二、五三二名

沿革の概要

大正元年十一月恩赦令發布の記念事業として釋放者保護を計畫、會員組織に依り基金を募り、播磨出獄保護會を創立し翌年十二月保護所を景福寺内に設置す。大正四年三月法人組織に變更し大正十三年七月財團法人播磨保正會と改稱、昭和十二年十二月事務所を現在の地に移轉す。

(九) 明石錦江寮

所在地 明石市上ノ丸一丁目三八三ノ二一 大聖寺内

設立(創立) 昭和六年八月六日

組織 會員組織

代表者 寮長 花谷 慈常

職員 寮長兼主事一、主事補二

事業の概況

釋放者に對し直接、間接、一時保護をなす。

建物(一棟) 建坪 一二・七五坪

收容定員 一〇名 收容年延人員 一、二〇二名 居宅年延人員 一一、三二三名

沿革の概要

昭和六年八月現代表者自坊の一部を開放して之を創立し、明石市及び附近町村に歸住する釋放者に對し佛教々義に則り直接間接の保護に努め來れり。昭和十二年度に收容場の増改築をなす。

(一〇) 財團法人自成會

所在地 洲本市山下町甲八〇七番地 洲本刑務支所内

設立(創立) 明治四十年四月

(法人許可) 大正六年二月一日

組織 財團法人

代表者 會長 内田保次

役員 會長一、理事九、常務理事一、主事一、書記一

事業の概況

釋放者竝に微罪不起訴者に對し收容、一時保護をなす。

一時保護年實人員 二 家族保護年實人員 六

沿革の概要

明治四十年四月洲本分監懲治場職員に依り組織さる。大正二年十一月に至り會員組織に改正、同六年二月財團法人設立許可さる。

(一一) 有馬郡各宗聯合會

所在地 有馬郡三田町一一一番地

設立(創立) 大正二年二月五日

組織 會員組織

代表者 會長 甲斐哲宗

役員 會長一、副會長二、常務理事一、理事六、保護主任一

事業の概況

釋放者保護をなし會員は有馬郡内各寺院住職を以てす。

間接保護年延人員 二〇名 一時保護年延人員 四五名

沿革の概要

大正二年二月有馬郡各宗聯合會の設立と共に神戸刑務所管内聯合保護會に加盟し現在に至る。

(一二) 但馬再生會

所在地 城崎郡豊岡町南本町一 豊岡刑務所内

設立(創立) 大正十年四月七日

組織 會員組織

代表者 會長 精松巖

役員 會長一、理事五、顧問三、評議員六、保護主任一、事務員一

事業の概況

釋放者に對し直接、間接、一時保護をなす。

間接保護年實人員 三一八名 一時保護年實人員 一八名

沿革の概要

明治三十九年但馬各宗寺院僧侶に依り但馬各宗協同會を設立、豊岡刑務所よりの釋放者保護事業を開始したるが大正十年四月但馬再生會と改稱、廣く司法保護事業をなし今日に及べり。

第二節 少年保護

(一) 財團法人近畿少年保護協會兵庫支部

所在地 神戸市林田區池田村半三郎五五 神戸少年暉精寮内

設立 昭和十五年二月十四日

代表者 大阪少年審判所長

事業の概況

少年法に依る少年の保護を爲す。

沿革の概要

少年犯罪は日支事變後漸減せりとは言へ今尙相當の件數を數へつゝあるを以て之が保護の爲昨年二月本施設を設立す。

(二) 天王谷學園

所在地 神戸市湊區天王谷西服山三五八
設立(創立) 昭和四年七月三十日
組織 個人經營
代表者 園長 波來谷 乘勝
職員 園長一、教師四
事業の概況

大阪少年審判所より委託せられたる少年を保護收容す。尙收容者は其の程度に應じ教育なしつゝあるものにして中等程度の公民科目をも授け居れり。

土地 九七五坪 建物 (三棟) 延 四八四坪
收容定員 五〇名 一ヶ月平均保護實人員 四九名 年延人員 六、一四三名

沿革の概要

大正十二年少年法發布と共に有志相諮り神戸市林田區川西通三丁目慈濟院中に神戸佛教聯合會少年部を設立(定員十五名)したるも其の後園舎狹隘を告ぐるに至りたる爲め昭和三年御大典記念事業として現在の地に新築移轉す。尙尙昭和十三年より現園長の個人經營として現在に至れり。

(三) 明星寮

所在地 神戸市林田區笠松通四丁目四
設立(創立) 昭和三年二月十一日
組織 個人經營

代表者 寮長 山 森 順祐
職員 寮長一、寮母一、輔導員二、助手一
事業の概況

少年保護をなすものにして情操觀念の涵養を主眼とし個性の惡癖矯正に努む。

土地 三五坪 建物 (一棟) 五〇坪
保護收容者年實人員 五一六名

沿革の概要

昭和三年二月十一日山森現寮長之を設立し當初十名を限度として之が收容保護に當れるが入寮者増加の爲め昭和七年寮舎増築し現在に及べり。

(四) 慶徳寮

所在地 神戸市湊東區荒田町三丁目二七
設立(創立) 大正十四年七月十日
組織 個人經營
代表者 寮長 波來谷 乘勝
職員 寮長一、寮母一、輔導一
事業の概況

少年保護を其の主眼とし、收容者は家族的に遇す。寮内は自治制度を布く。

土地 一三〇坪 建物 (四棟) 建坪 一一三坪
收容定員 二〇名

沿革の概要

本寮は眞宗大谷派慶徳寺住職波來谷乘勝の經營に係り大正十四年七月創立今日に及べり。

(五) 神戸少年暉精寮

所在地 (事務所) 神戸市林田區池田村半三郎五五

(事業所) 武庫郡山田村小部

設立(創立) 大正十五年十二月六日

組織 個人經營

代表者 寮長 會谷 精一

職員 寮長一、寮母一、監事一、主事一、教師三、園丁二、作業師二、補導二

事業の概況

少年法第四條第一項第五號に該當する少年並に之に準ずる少年の保護教養をなすものにして收容者中未就學兒童に對しては義務教育を授く、亦實科として各人の能力に應じ手工業を習得せしめつゝあり。

土地 二〇〇坪 建物(四棟) 延 一四四・〇五坪

收容定員 七〇名 一ヶ月平均收容實人員 五三名 年延人員 二一、〇五三名

沿革の概要

大正十五年十二月より事業開始、昭和四年四月神戸市より舊校舍の拂下を受け神戸市林田區に寮舎建設したるも昭和十三年七月大豪雨の厄に遭ひたる爲め翌々十五年末より現在の地に新築移轉す。

(六) 救護隊神戸實業學院

所在地 神戸市湊區平野天王谷東服山二七〇

設立(創立) 大正十年五月十五日

組織 個人經營

代表者 院長 金子 幸

職員 院長一、教師六

事業の概況

少年法に依り處分せられたる滿十四歳以上十八歳未滿の男子を大阪少年審判所の委囑に依り保護收容す。

土地 三二九坪 建物(二棟) 延 一二二・三三坪

收容定員 一一〇名 一ヶ月平均收容實人員 四九名 年延人員 三一、五三二名

沿革の概要

大正八年春より神戸市楠町六丁目に於て事業開始、大正十年一月神戸市より小學校の舊校舍拂下げを受け現在の地に建設、大正十二年一月之を増築し現在に至る。

(七) 武庫乃里

所在地 神戸市灘區天城通五丁目五番地

設立(創立) 大正十四年四月三日

(社會事業法による届出) 昭和十三年十一月十八日

組織 個人經營

代表者 川村 一子

職員 代表者一、保護主任一、保護係一、助手二

事業の員況

大阪少年審判所、檢事局より委託を受けたる少女並に家庭より委託されたる少女を收容す。

土地 一五六・四二坪 建物(三棟) 延 一一二坪

收容定員 三〇名 現在々籍者 二四名 一ヶ月平均收容實人員 一九名 年延人員 六、一七六名

沿革の概要

大正十四年四月三日前代表者川村シン武庫郡西灘村上野に之を設立したるが、大正十五年九月十五日に至り現在地に寮舎新築移轉す。昭和三年四月二十六日司法省保護所として認可せられ今日に至れるが、昭和十三年七月水禍の厄に遭遇せる爲め之を再建す。昭和十四年一月川村シン死亡に因り孫一子事業を繼承す。

追加

凡例記載の如く大體昭和十五年度末現在を以て編纂したるものなるが其の後の社會事業開始届ありたるものを左に収録す。

一 竹野村託兒所

名	竹野村託兒所
位	城崎郡竹野村竹野三〇〇
設	昭和十五年四月五日
立	竹野村長
置	乳幼兒の晝間保育
稱	

二 西方寺保育園

名	西方寺保育園
位	武庫郡御影町御影字上中七二一
設	昭和十六年三月三十日
立	藤山義美
置	乳幼兒の晝間保育
稱	

三 香住町立母子健康相談所

名	香住町立母子健康相談所
位	城崎郡香住町
設	昭和十五年四月一日
立	
置	
稱	

代表者	香住町長
目的	乳幼兒母性並に一般町民の健康相談

四 鮎原村母子健康相談所

名	鮎原村母子健康相談所
位	津名郡鮎原村一四九
設	昭和十五年四月一日
立	鮎原村長
置	乳幼兒母性並に一般村民の健康相談
稱	

五 町立川西診療所

名	町立川西診療所
位	川邊郡川西町小花字宮ノ前二ノ一
設	昭和十一年八月十日
立	川西町長
置	輕費診療
稱	

六 芦屋市立診療所

名	芦屋市立診療所
位	芦屋市芦屋字申新田一、九二〇ノ一
設	昭和十六年三月十九日
立	芦屋市長
置	輕費診療
稱	

14 4
1142

Handwritten notes in Japanese characters, including the number '1142' and other illegible text.

昭和十六年五月三十一日 印刷
昭和十六年六月一日 發行 (非賣品)

印刷所 井浪印刷所
神戸市兵庫區切戸町三九

印刷者 井浪律
神戸市兵庫區切戸町三九

發行所 兵庫縣社會課

14.4
142

